

日高港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成30年3月

日高港港湾管理者
和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 7月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成25年11月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成27年 1月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た日高港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 小型船だまり計画	2
2 臨港交通施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 港湾及び港湾に隣接する地域の保全	6

変更理由

漁業関係者の利用実態に合わせ、浜ノ瀬地区において、小型船だまり計画を変更する。

また、土地利用需要の変化に対応するため、浜ノ瀬地区において、臨港交通施設計画および土地利用計画を変更する。

さらに、荒天時等による海岸侵食から背後地域を防護することを目的に、港湾及び港湾に隣接する地域の保全に関する事項として、浜ノ瀬地区に海岸保全施設を配置する。

港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

1-1 浜ノ瀬地区

漁業関係者の利用実態に合わせ、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

泊地	水深	2 m	面積	1 ha	[既定計画の変更計画]
防波堤	延長	4 6 0 m	(既設)		[既定計画の変更計画]
突堤	延長	5 0 m			[新規計画]
物揚場	水深	2 m	延長	2 7 2 m	(既設)
					[既定計画の変更計画]
船揚場	延長	3 0 m			[既設]
埠頭用地	面積	2 ha			[既設]

既定計画

泊地	水深	2 m	面積	1 ha
防波堤	延長	6 4 0 m		
物揚場	水深	2 m	延長	4 4 0 m

既設

船揚場	延長	3 0 m		
埠頭用地	面積	2 ha		

また、次の小型船だまり計画を削除する。

既定計画				
泊地	水深	3 m	面積	1 ha
防波堤（波除）	延長	1 0 5 m		
物揚場	水深	3 m	延長	1 9 5 m

2 臨港交通施設計画

土地利用需要の変化に対応するため、臨港交通施設計画を次のとおり変更する。

2-1 道路

臨港道路浜ノ瀬臨海線

起点 浜ノ瀬ふ頭 終点 県道日高港線 2車線 (既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路浜ノ瀬臨海線

起点 浜ノ瀬ふ頭 終点 県道日高港線 2車線

土地造成及び土地利用計画

土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
浜ノ瀬	(2) 2				(1) 1	(1) 1	(3) 3

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

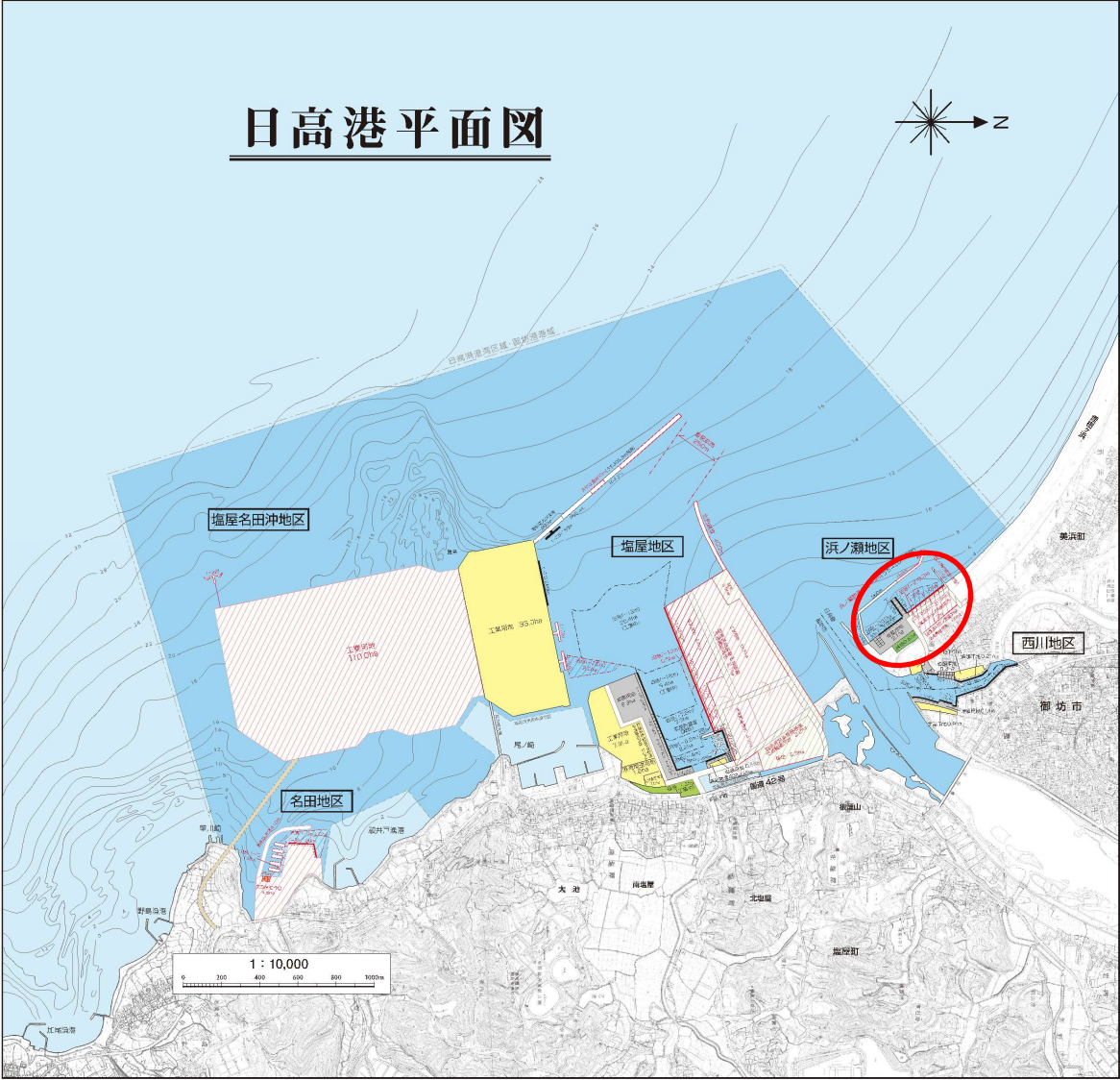
注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

その他重要事項

1 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

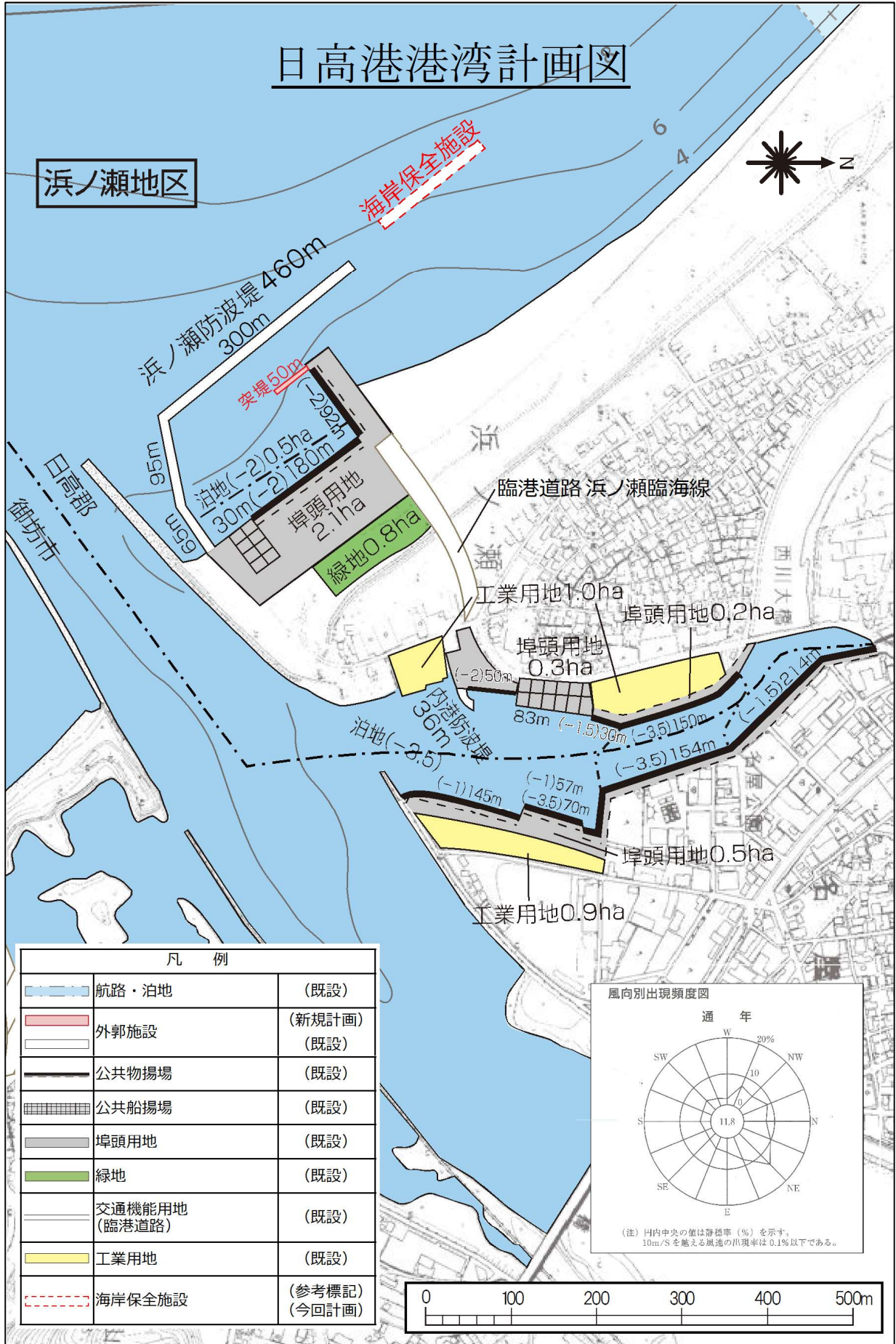
港湾及び港湾に隣接する地域を荒天時の海岸侵食から守るため、浜ノ瀬地区において海岸保全施設を配置する。

日高港港灣計画変更箇所位置図



凡 例	
○	計画変更箇所

日高港港湾計画図



凡 例		
	航路・泊地	(既設)
	外郭施設	(新規計画)
	公共物揚場	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	緑地	(既設)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既設)
	工業用地	(既設)
	海岸保全施設	(参考標記) (今回計画)

